

沿岸広域振興局長告示第6号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成24年2月28日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

1 就労移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0311100127	かまいしワーク・ステーション	釜石市千鳥町一丁目1番6号	釜石市大字平田第6地割1番地30	平成24年1月25日

2 就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0311100127	かまいしワーク・ステーション	釜石市千鳥町一丁目1番6号	釜石市大字平田第6地割1番地30	平成24年1月25日